

令和7年7月28日	
所 属	国保年金課
所属長	中川 真史
電 話	06-6489-6420

国民健康保険料の算定誤りに伴う誤請求について

国民健康保険を脱退している世帯に対して、国民健康保険料の算定を誤り、納付する必要がない国民健康保険料決定通知書及び納付書（以下「通知書等」という。）を送付したことが判明しましたのでお知らせします。

本事案の発生により、関係者の皆様にご迷惑をお掛けし、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 経緯

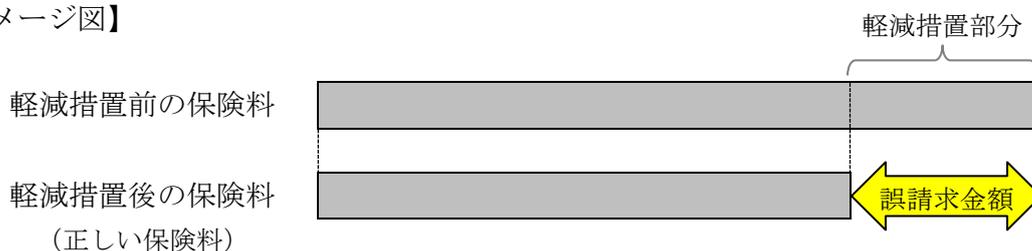
令和7年7月22日(火)に、元被保険者の方から「すでに脱退しているのに通知書等が届いた。」と電話で問い合わせがあり、本市職員が国民健康保険システム（以下「システム」という。）の確認を行ったところ、令和7年7月17日(木)に送付した通知書等の一部について、算定を誤って請求したことが判明しました。

2 原因

現在、国民健康保険の被保険者が複数いる世帯においては、一部世帯員が75歳に到達することで国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した場合、同じ世帯の国民健康保険の被保険者の保険料が高額となるため、保険料が従前と同程度となるよう、激変緩和措置として国民健康保険料の軽減措置を行っています。

今回の事案においては、世帯の全員が国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した世帯等が対象となっており、今後はこれまでの軽減措置を受けることができなくなりますが、本市職員が国民健康保険の脱退に伴う軽減期間の終了について誤ってシステム入力を行ったため、国民健康保険加入時の保険料の軽減措置が取り消され保険料軽減額が未納という取り扱いとなり、元被保険者の皆様に対する誤請求を行ってしまったものです。

【イメージ図】



3 影響

- (1) 対象世帯数
101 世帯
- (2) 誤請求金額
1 世帯当たり 2,559 円～83,806 円（納期限：令和7年7月31日）

4 今後の対応

対象の 101 世帯のうち、口座振替を選択していた 72 世帯については、引き落としを行わないようシステムによる停止処理を行い、納付書払いを選択していた 29 世帯については、納付書を発送しているため、納付しないよう電話連絡を行いました。

後日、改めて対象の全世帯に対してお詫びの通知文を発送するとともに、納付があった世帯に対しましては、還付手続きを案内し、速やかに返金いたします。

また、今回の事案を受け、事務処理におけるチェックマニュアルを整備するとともに、同マニュアルに基づき複数の職員で確認作業を行うことを徹底し、再発防止に努めてまいります。

以 上